

令和 6 年 3 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案
(議会議案)

目 次

番号	議案番号	件 名	ページ
1	議会議案第 1 号	太田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	1
2	議会議案第 2 号	太田市議会会議規則の一部改正について	3
3	議会議案第 3 号	太田市議会委員会条例の一部改正について	10

議会議案第1号

太田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

太田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月15日提出

提案者 太田市議会議会運営委員会
委員長 高橋 えみ

太田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太田市議会議員（以下「議員」という。）が太田市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における太田市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたも

のに限る。)について、議長に対し、議長が別に定める書面により、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長が別に定める書面により、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、及び公表しなければならない。

（報告及び訂正に係る書面の保存及び閲覧）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正に係る書面は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正に係る書面の閲覧を請求することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

議会議案第2号

太田市議会会議規則の一部改正について
太田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和6年3月15日提出

提案者 太田市議会議会運営委員会
委員長 高橋 えみ

太田市議会会議規則の一部を改正する規則
太田市議会会議規則（平成17年太田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第167条」を「第166条の2－第167条」に改める。

第3条中「また同様とする」を「、また同様とする」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要と認めるときは、会議時間を変更することができる。

第15条中「再び提出することができない」を「、再び提出することができない」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第38条中「審査」の次に「又は調査の」を加える。

第43条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加える。

第44条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第54条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第65条の見出し中「答弁書の」の次に「写しの」を加える。

第73条中「第31条（開票及び投票の効力）」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第79条第1項中「(以下「公述人」という。)は、」の次に「前条の規定により」を加える。

第84条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第85条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第87条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第93条の2中「法第109条第9項の規定に基づく条例」を「太田市議会委員会条例（平成17年太田市条例第258号。以下「条例」という。）第15条の2」に改める。

第99条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第116条第1項中「委員でない議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない議員」

を「委員外議員」に改め、同条第3項中「法第109条第9項の規定に基づく条例」を「条例第15条の2」に、「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席することができる」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第117条に次の1項を加える。

2 条例第15条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第124条の見出し中「朗読」を「写しの配付」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配付する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付に代えることができる。

第126条中「前章第4節」を「、前章第4節」に改める。

第128条ただし書中「法第109条第9項の規定に基づく条例」を「条例第15条の2」に改める。

第138条第2項中「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改める。

第140条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改める。

第141条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付

託することができる。

第141条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「提出されたものとみなす」を「提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「法第109条第9項の規定に基づく条例」を「条例第15条の2」に、「委員会に出席する」を「説明する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第149条を次のように改める。

(決定の通知)

第149条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第151条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第156条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第160条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会

の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第9章中第167条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配付）、第65条（答弁書の写しの配付）、第85条（会議録の配付）、第124条（答弁書の写しの配付）、第139条（請願文書表の作成及び配付）第1項及び第141条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場

合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第166条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）第1項（第73条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議会議案第3号

太田市議会委員会条例の一部改正について
太田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月15日提出

提案者 太田市議会議会運営委員会
委員長 高橋 えみ

太田市議会委員会条例の一部を改正する条例
太田市議会委員会条例（平成17年太田市条例第258号）の一部
を次のように改正する。

第2条第2項第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のよう
に加える。

イ 地域振興部の所管に属する事項

第22条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定
めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は
委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項に
おいて同じ。）とその申出の相手方の使用に係る電子計算機とを電
気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条第1項に
おいて同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあら
かじめ」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文
書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に

改める。

第29条第4項中「文書」を「文書等」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。